

南部町農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン

令和2年11月10日
農業委員会告示第12号

このガイドラインは、農地転用を伴う太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）を設置する場合において、転用事業者（以下「事業者」という。）から隣接農地所有者、その耕作者、隣接地居住者及び設置場所自治会（以下「隣接農地所有者等」という。）に事業内容等の説明を確実に行わせることにより、周辺地域と調和の取れた事業とすることを目的とする。

- 1 事業者は、農薬の散布や樹木の日陰、農業用施設の設置等、これら通常の営農活動等により、発電設備の損害や発電能力の低下を受ける可能性があることを理解すること。
- 2 事業者は、隣接農地所有者等に対して、事業内容のほか、フェンスの設置や雨水処理、除草作業等の方法及び光の反射、騒音、振動、日照等による周辺への影響が無い旨説明する書類等を示して十分な説明をすること。
- 3 事業者は、事業を終了する場合は、事業者の責任で速やかに発電設備（フェンス等を含む。）を撤去すること。
- 4 事業者は、農地転用許可申請にあたって、太陽光発電設備の設置に係る誓約書（様式第1号）を申請書に添付すること。
- 5 事業者は、その他必要に応じて、農業委員会が求める書類を提出すること。

附 則

このガイドラインは、令和2年11月10日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和4年5月10日から施行する。

様式第1号

太陽光発電設備の設置に係る誓約書

南部町農業委員会 会長 様

- 1 私は、下記の場所へ太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）の設置を計画しています。設置場所は農地に隣接しているため、農薬散布による汚れや腐食、樹木の成長、農業用施設の設置等による日照の影響など、営農活動により発電設備に損害や発電能力の低下を受ける場合があることを理解した上で設置します。
ついては、営農活動により発電設備に損害、発電能力の低下が発生したとしても、隣接農地所有者及び隣接農地耕作者に対して、損害賠償、苦情等の不服申立ては行いません。
- 2 隣接農地所有者、その耕作者、隣接居住者及び設置場所自治会に対して行う説明は、事業内容のほか、フェンスの設置や雨水処理、除草作業等の方法及び光の反射、騒音、振動等による周辺の環境への影響がない旨を説明する書類等を示して行い、設置場所自治会が必要とする場合は地元説明会を行います。
- 3 事業を終了する場合は、私の責任で速やかに発電設備（フェンス等を含む。）を撤去します。

設置場所	南部町
設置予定期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）
転用事業者	住所
	氏名 ⑩
	連絡先電話番号 担当者職氏名